青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年6月14日公布)」による旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の譲渡に係る旅館業営業者地位承継承認申請手数料を定める等のため、改正しようとするもの。

2 改正の経緯

【旅館業法の一部改正】

〇事業譲渡による営業者の地位の承継

これまで認められていた旅館業を営む法人の合併若しくは分割の場合又は営業者が死亡した場合における営業者の地位の承継に加え、<u>営業者が旅館業を譲渡する場合における営</u>業者の地位の承継が新たに認められた。

(※これまで営業者が旅館業を譲渡しようとする場合は、当該旅館業の譲受人が新たにその 営業に係る許可を受けることとされていた。)

(条例引用部分:事業譲渡による営業者の地位の承継等)

譲渡の条項の追加 新規 → 第三条の二 (譲渡) 追加に伴う条項の移動 第三条の二 → 第三条の三 (法人の合併、分割)

第三条の三 → 第三条の四(相続)

〇旅館業の施設における感染症のまん延防止対策等

営業者が宿泊しようとする者への宿泊を拒むことができる事由について、<u>宿泊しようとする者が営業者に対し、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときとする事由が追加された。</u>

(条例引用部分:宿泊拒否事由等)

宿泊拒否事由の条項の追加 新規 → 第五条第三号 追加に伴う条項の移動 第五条第三号 → 第五条第一項第四号

【博物館法の一部改正】

〇法律の目的及び博物館の事業の見直し、博物館登録制度の見直し等

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の 多様化を図り、かつその適正な運営を確保するため、<u>法律の目的、博物館の事業及び登録</u> の要件等について見直すこととされた。

(条例引用部分:博物館に相当する施設)

条項の移動 第二十九条 → 第三十一条第一項

3 改正内容

(1) 青森市手数料条例 (第一条関係)

「別表 (第二条関係) 4 許可等手数料 番号六十二」に、改正された旅館業法第三条の 二第一項を追加するほか条項の移動

※旅館業の譲渡に係る旅館業営業者地位承継承認申請手数料の追加 新規の許可申請手数料の取扱い(22,000円)→地位承継承認申請手数料(7,400円)

(2) 青森市旅館業法施行条例(第二条関係)

- ①法第三条第三項第三号の条例で定める施設(第三条) 改正された旅館業法第三条の二第二項を追加するほか条項の移動
- ②法第三条第三項第三号の条例で定める施設 (第三条第二号) 改正された博物館法の条項の移動
- ③法第三条第四項の条例で定める者(第四条) 改正された旅館業法第三条の二第二項を追加するほか条項の移動
- ④宿泊を拒むことができる事由(第七条) 改正された旅館業法第五条の条項の移動
 - ※法第三条第三項第三号 旅館業の許可を与えるために意見を求める社会教育法に規定する社会教育施設に関する 条項
 - ※法第三条第四項 旅館業の許可を与えるために意見を求める者に関する条項

4 施行期日

- ○「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)」の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- ○「博物館法(昭和26年法律第285号)」を引用している「青森市旅館業法施行条例第三条」については、公布の日